本人通知制度事前登録申込書

年	月	日

(あて先) 川西町長 川西町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次

	り住氏系の り事前登録				文刊 (二)宋	つ 本 ハ		1削及(こ	関りる安	柳牙	4米の	死化(に至り	' 2 、 1
*> C 1 3	2 4 111 <u>77</u> 2	4 C 1	フリ						フリガナ					
通知希望者の氏名 (住民票、戸籍等に記載がある者)								ED	旧姓					
生	年月日				年	月		日	性 別		男	•	女	
現	住 所													
※住民票除	一町 で の f 票を対象とす。 !入してくださ!	る方の												
川西	町での本籍	籍							筆頭者	ž.				
連絡先	(電話番	号)												
写し等の (口)	こチェック)			■籍全部 ■籍附票	事項・- □除附	·部事写	頁証明	明書(戸	□住民票 戸籍謄本・ 文製原戸籍	抄本		E明書		
※上記(の通知を	〒至9	るそ	「と異なる	る場合の 〒	み「記	1800 -	- 記入く	たさい。					
			信	主所	'									
申	込 者		E	· 名									FI)
				重絡先 ^{[話番号)}										
申记	2者の区分	ì			1.	法定代	理人		2. その他	位の代	建人			
注 2	2) あなたか 3) あなたか	提示又 ぶ本人 ぶ法定(こと を	は提で大理を記り	出してく ることを記 人であると みに係る作 月する書類	ださい。 正明する言 ときは、付 大理人では 〔(個人番	小りでする とうかる とう	固人番 その賞 きは、	番号カー 資格を証 併せて	ごさい。 ド、旅券、 明する書類 その旨を証 運転免許証	頁(戸 E明す	籍謄本	等)	上状等)	及びる
登	録 期	間			年	月	日	~			年	月	日	
登録期間	間は、登録	<u></u> 日の翌	日か	ら起算し	て3年間	です。	継続	する場合	けは改めて	申しi	込みが必	必要で	す。	
※次の槹			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ださい		••••••	•••••			•••••	•••••	••••••	••••••	•••••
受	付	0.81		<u>/ここ・。</u> 前登録	本力	、等の確	在認書	 - - 類						
No.				代理人		個人都 旅券				健康その	保険証 他			
住	基		その [/] 戸	他の代理 <i>。</i> 籍	T	運転的 寸簿冊	包許証	1	 m発送	備考	<u> </u>			J
入力	確認	入プ		確認	入力	確確	認	発送日	NH JU KA	VHI ~	,			
	#3		-		1 - 7 - 7	,,,,,,		1 - 1 - 1 - 1						

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1. この制度は川西町において、川西町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱(以下「要綱」という。)の規定により事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)に係る住民票(除票・改製原住民票を含む。)の写し(戸籍、世帯主又は続柄の表示が記載されたものに限る。)、住民票(除票・改製原住民票を含む。)記載事項証明書(戸籍、世帯主又は続柄の表示が記載されたものに限る。)、戸籍附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍・改製原戸籍を含む。)謄抄本(以下「住民票の写し等」という。)を第三者(本人等(注)の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下同じ。)に交付したときに、その事実について通知するものです。
 - (注) 本人等=(住民票関係)本人又は本人と同一の世帯に属する者 (戸籍関係)本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属
- 2. 第三者に事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し 等交付通知書を送付します。なお、通知書を発送するまでには事務処理の期間が必要となりますので、 その点ご了承願います。
- 3. 通知の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、交付した証明書の種別、交付した通数及び交付を受けた第三者の種別(代理人又は第三者の別)です。交付を受けた第三者の氏名等は通知の対象となりません。通知の内容以外の情報が必要な場合は、川西町個人情報保護条例(平成17年川西町条例第13号。以下「条例」という。)に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。(ただし、開示請求が認められた場合においても、条例の範囲内での情報が開示され、希望する情報がすべて開示されるとは限りません。)

また、要綱第7条により住民票の写し等を第三者に交付した場合でも、交付の請求の内容により通知の対象とならない場合もありますので、その点ご了承願います。

なお、通知の送付先については、事前登録者又は法定代理人の住民登録地になります。

- 4. 事前登録を希望する人が、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
- 5. 郵便又は信書便による事前登録の申込みは、この用紙と本人であることを明らかにする書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの)の写しを同封して、川西町住民保険課あてに送付願います。
- 6. 事前登録者が次のいずれかに該当する場合は、事前登録を廃止します。
 - ア. 登録期間が満了し、事前登録更新の申込みがなかったとき。
 - イ. 死亡、所在不明等により住民票が消除されたとき
 - ウ. 所在不明で郵便物が送達されないとき
 - エ. 日本国内に住所を有しなくなったとき
 - オ. 本人通知を希望する住民票の住所、氏名、本籍、筆頭者に変更が生じたとき
 - カ. 本人通知を希望する戸籍及び戸籍附票の氏名、本籍、筆頭者に変更が生じたとき
- 7. 住所変更等により本人通知の送付先 (上記工. 及びオ. に該当する場合を除く。) や連絡先電話番号が、 事前登録時の内容から変更が生じた場合は、届出が必要となります。
- 8. 登録期間が満了する登録者で引き続き登録を希望される方は、当該期間が満了する日の1ヶ月前から 更新の申込みが可能です。登録更新の申込みをしたときの新たな登録期間の開始日は、従前の登録期間 満了日の翌日とします。